



フリーランス・個人事業主の方へ!

(スタイリスト・習い事講師・データ入力・フォトグラファー・エンジニアなど)

弁護士に 無料相談 できます!

フリーランス・トラブル110番

こんな**トラブル**で悩んでいませんか?

あいまいな契約

報酬が明示されない状態での作業進行、口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返しで作業が完了しない。

ハラスメント

精神的な攻撃や契約にない作業の強要、一方的な契約の解消などのパワハラ行為。
セクハラ行為。

報酬の未払い

報酬の未払いや一方的な減額、報酬期限の引き伸ばし。
納品後のクライアント会社の倒産、音信不通。

弁護士による**和解あっせん手続**で**ワンストップで解決**することができます!

- 弁護士が対応
- 秘密厳守
- 匿名相談可
- 対面・Web相談可
- 和解あっせん手続費用無料

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします!

フリーランス・トラブル110番

運営事業者: 第二東京弁護士会
運営にあたっては、フリーランスに関する関係省庁(内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)と連携しています。

契約・支払い・業務内容など、働くことに關する**トラブル**が相談対象です。

☎ 0120-532-110

通話無料/受付時間 11:30~19:30 (土日祝日を除く)

✉ help@freelance110.jp

対面やWeb(ビデオ通話)でのご相談も受け付けています

🌐 公式サイトはコチラ
<https://freelance110.jp>



公式サイトでは具体的な事例やご相談の流れなども掲載しています。

フリーランス・トラブル110番は、厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しています。